

2017・1 No.320



あつぎ

法人ニュース

<http://hojinkai.zenokuhojinkai.or.jp/atsugi/>



厚木法人会 一声運動

消費税期限内納付

納税準備預金などで計画的な納税資金の準備を

相模里神楽
(写真提供/厚木市)

新年のごあいさつ

公益社団法人 厚木法人会

会長 小嶋 完治



平成29年の新春を迎え、会員の皆様をはじめ、ご家族の皆様にご挨拶を申し上げます。

昨年を顧みますと、経済情勢は一部の大企業において業績の回復や雇用の増大等がみられ、緩やかな回復が続いていると報道されておりましたが、私どもの企業を取り巻く環境は、依然として先行き不透明な非常に厳しい経済環境でありました。また、年間を通じて異常気象や自然災害が相次ぎ、昨年4月の熊本地震では、甚大な被害に見舞われました。海外では、日本をはじめ、世界が注目したアメリカ大統領選挙が行われ、次期大統領が決まり、今後も関心が集まりそうです。

一方、リオデジャネイロ・オリンピック大会では、多くの日本代表選手が活躍し、メダルの獲得や輝かしい成績を収めるなど、また日本人のノーベル賞受賞等の明るい話題もありました。

私ども法人会は、企業の発展を支援し、地域の振興に寄与するとともに、国と社会の繁栄に貢献する経営者の団体です。同時に異業種交流による情報交換を図りながら、会員相互の交流、親睦事業等を実施し、魅力ある法人会を目指していきたいと考えております。会員の皆様方には今後とも法人会活動に対しまして、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。



今年、西暦(丁酉…ひのと)は神武景氣と岩戸景氣のちょうど間の時期(なべ底不況)で、経済的には微妙な時期でありました。東京タワーの着工や上野動物園に日本初のモノレールが開通したのもこの年です。また、5000円紙幣(聖徳太子の肖像)や100円硬貨が発行されました。西暦は「取り込む!」という言葉とかけ、商売にはとても縁起の良い年だといわれています。縁起を担いで、より実りの多い一年になるよう大きな期待と希望を持ちたいと思います。

本年が皆様並びに会員企業にとりまして、より良き年になりますようご祈念申し上げます、新年のあいさつといたします。

厚木税務署

署長 池上 大二



平成29年の年頭に当たり、公益社団法人厚木法人会の会員の皆様に、謹んで新年のお慶びを申し上げます。

小嶋会長をはじめ役員並びに会員の皆様には、平素から税務行政全般にわたり、深いご理解と格別なご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

昨年の貴会におかれましては、「よき経営者を目指すもの団体」として、『地域の活性化は笑い(笑顔)から』を実感することができた「地域ふれあい講演会」やチャリティ・ボランティア活動などの社会貢献活動を積極的に実施されるとともに、租税教室への講師派遣や「税を考える週間」にイオンで作品展示していただいた絵はがきコンクール、租税教育用下敷きの配付など、租税教育の充実にも熱心に取り組んでいただきました。今年の作品カレンダーが楽しみです。もちろん、税に関する各種研修会、説明会も数多く開催され、正しい税知識の普及と納税意識の高揚に多大な貢献をしていただ

いております。このような活動に對しまして、心から敬意を表しますとともに、本年も引き続き、地域に密着した、魅力ある事業活動を展開されますことをご期待申し上げます。

さて、まもなく平成28年分の所得税・復興特別所得税等の確定申告の時期を迎えます。昨年導入された社会保障・税番号制度が本格実施となり、マイナンバーの確定申告書への記載や申告書等の提出に際しての番号確認・本人確認事務が行われることから、従来にも増して、相談や申告書の提出の方々で税務署の混雑が予想されるところです。私どもとしては、特定個人情報の安全管理体制を十分とった事務処理を行うとともに、スムーズに申告を済ませていただけるよう努力してまいります。会員の皆様におかれましては、e・Taxをご利用いただくか、国税庁ホームページの「確定申告書作成コーナー」をご利用いただきますよう、また、従業員の方々にも、お勧めいただきますようお願い申し上げます。結びに当たりまして、新しい年が公益社団法人厚木法人会にとりまして、更なる飛躍の年となりますよう、また会員並びにご家族の皆様のご健勝とご事業のご繁栄を心から祈念いたしまして、新年のあいさつとさせていただきます。

栄えある受彰 おめでとうございます

納税道義の高揚と正しい税知識の普及等に功績のあった方々が表彰されました

■ 納税表彰式

去る11月4日、厚木商工会議所大会議室において、平成28年度の厚木税務署納税表彰式が開催され、納税道義の高揚と税務知識の普及・推進等に功績のあった方々に対して、署長表彰並びに署長感謝状が贈られた。また当会もe-Taxの普及・定着に貢献した団体として、署長感謝状を受彰した。なお、本会関係の受彰者は左記のとおりです。

◎ 厚木税務署長表彰受彰者（敬称略）

- 鈴木 武 (有)アイティージェイすずき
- 中山 常夫 (有)中山石材店
- 酒谷 伸幸 (有)酒谷工務店
- 會田 國安 (有)グッドネス

■ 納税功労表彰式

11月9日、神奈川県庁大会議場において、神奈川県知事納税功労表彰式が行われ、また11月22日には厚木合同庁舎会議室において、厚木県税事務所長納税功労表彰式が行われた。なお、本会関係の受彰者は左記のとおりです。

◎ 神奈川県知事

納税功労表彰受彰者（敬称略）

- 木下 幸治 (株)木下建設
- 島本 修一 (株)グローバル

◎ 厚木県税事務所長

納税功労表彰受彰者（敬称略）

- 會田 國安 (有)グッドネス



法人会の税制改正に関する

要望事項の実現に向け、提言書を提出

昨年10月20日に開催した法人会全国大会（長崎大会）において披露された法人会の「平成29年度税制改正に関する提言事項」（11月号掲載）の実現に向け、上部団体の全国法人会総連合をはじめ、全国の県連及び各法人会は、政府・政党、地方自治体等に対して提言活動を実施した。

本会においても、去る12月2日、小嶋会長、島本担当副会長及び會田税制委員長が、後藤祐一衆議院議員、義家

弘介衆議院議員をはじめ、厚木市、愛川町、清川村の各市町村長及び議会議長を訪ね、提言書を手渡し、その実現に向けて協力を要請した。



▲左から會田委員長、島本副会長、小嶋会長、厚木市の小林市長



▶左から會田委員長、島本副会長、小嶋会長、愛川町の小野澤町長

第11回 地域ふれあい講演会を開催

10月24日、厚木市文化会館大ホールにおいて、本会主催の第11回地域ふれあい講演会を盛大に開催した。同講演会は、法人会の活性化と法人会活動の理解を図るとともに、地域住民への社会貢献活動として実施しています。



▲講師 東国原 英夫 氏

今回は、元宮崎県知事・前衆議院議員の東国原英夫氏を招き

「今、求められる地域の活性化」をテーマに開催しました。1,300名を超える観客を前に、持ち前のユーモア溢れるテンポの良い話で大変好評でした。なお、同講演会は厚木市の共催、厚木税務署、神奈川県、愛川町、清川村からの後援、また上部団体の神奈川県法人会連合会をはじめ、関係民間団体並びに受託保険会社から協賛をいただいた。



経営者、リーダーに告ぐ

エール教育企画 飯島宗広

経営の中心は教育だ

「教育」の目的とは何か

個人の成功も家庭の幸福も国家の計も、「教育」なくしては成り立たないものです。

まして、企業においては「教育」が無ければ、発展・成長はおろか、現状維持さえおぼつきません。「業績は社員の成長に比例する」は、至極当然であるのです。

各企業の経営者も、教育の重要性は理解している「つもり」ではありますが、形だけのような教育にとどまっている例は、少なくないようです。

社員教育の本当の目的は、10年先の経営基盤です。

もちろん、目先の為もありますが、目先ばかりでは方向性を失ってしまいます。方向性というのは、会社の理念です。

「経営理念」「社は」「社訓」「経営方針」など、会社によってその呼び名は様々あるかと思いますが、基本は、「経営者の将来ビジョン、企業の存在価値、精神的支柱、会社の使命、創業の精神など」の企業目的の性や将来の夢や目標です。

それらに向かって、社員が夢と誇りを持ち得るような教育が、その目的と言えるのです。

ただ単に、テクニカル・

スキルだけを教育しても、社員は目的を理解できませんし、夢や目標も持てません。

テクニカル・スキルだけでは、この会社でなくても良いのです。

経営を維持する糧は、大きく3つあります。

一つは、目先の糧です。

これは「お金」です。目先の支払いや活動費が無ければ、何もできません。目先のお金が無ければ、直ぐに倒産します。

二つ目の糧は、向こう一年、三年先の「営業」です。

営業せずして経営はできません。一年や三年くらいの仕事の目途が無ければ不安でやっていけません。銀

行も相手をしてくれません。

三つ目の糧は、10年先の経営基盤とする「教育」です。10年先を見据え、今、教育することが必要です。そうしないと、10年先が危ないのです。人間も生ま

れてから一人前になるには、

20年以上かかるわけです。どの企業の経営者も、初めは全く無知だったわけです。教育は、長期的展望に立って実施することが必要です。

社員が習得すべきスキル

社員が習得すべきスキルは、大きく3つあります。一つは、「テクニカル・スキル」です。

これは、商品知識、専門知識、技術や資格など、業務に直接関係したスキルです。新人から教える内容です。これが無ければ、目先の仕事はできません。

これは、立場（役職）が上があれば、このスキルの習得は極端に少なくなります。

社長がパートのおぼちゃんと一緒に、ラインの仕事はできません。パートのおぼちゃんの方が、このスキルは高いのです。

二つ目のスキルは、テクニカル・スキルに変わって、

役職が高くなるほど身に付けないといけない「コンセプチャル・スキル」です。

これは、リーダーに必要な不可欠な能力です。論理的思考、概念化能力、応用力、問題発見能力や問題解決能力などを言います。

事業や組織を俯瞰（ふか）ん・高い所から見下ろすこととして、現状の把握、将来的な展望、直面的問題解決、戦略の立案などを言い、

リーダーでも経営者に近い立場になるほど、このスキルは高くなるなければなりません。

この「コンセプチャル・スキル」が低いリーダーの組織は、レベルが低いと言

わざるを得ません。

三つ目のスキルは、「ヒューマン・スキル」です。

これは、一生を通じて学ばなければならぬスキルです。

とくに、現在では学校教育や家庭教育が全くとっていいほどされていません。

本来、社会に入る前に身に付けておかなければならない「ベーシック・マナー」を、悲しいかな、企業は給料を払って教える必要ありません。

呼ばれたら元気に「ハイ」と返事をするという事から教える必要ありません。義務教育で身に付けた「読む」「書く」「聞

く」「話す」「考える」「計算」を教える必要ありません。

高校や大学を出ても、これらが出来ない学生はたくさんいます。挨拶から教える必要はないのが実情です。

いくらテクニカル・スキルが高かろうが、コンセンシャル・スキルが優れていようが、「人」としての「品格」や「教養」、「心根」が無ければ、仕事として相手にされません。

極論を言えば、「仕事とは『人間力』の集大成」と言えるからです。全社員がヒューマン・スキルを磨かなければなりません。

「教育」の4つの要点

まず、第一に大切なのは、企業の理念として、「教育」を中心に掲げることです。

社員の成長が、理念の中心にすることです。そういう理念を浸透させることです。それが企業の差別化に

もなり、企業のカラールにもなるのです。

教育は、個人の成長を促すものではありませんが、結局、会社の成長につながらなければ、意味がありません。

「企業」とは何かということ

ことは、常に念頭になければなりません。そういう意味で、会社の理念というところが大切なのです。田辺昇一氏は、「経営は人間創造の芸術だ」は至言です。経営と「教育」はその根底は同じなのです。

そのためには「強制」が必要で、「強制」から「習慣」になるまで続けることが「教育の基本」です。

「理念」はある意味、「義務」であり「強制」なので

第二に、経営者はじめ各リーダーが目に見える成長をすることです。

リーダーが成長せずに、部下が成長するわけはありません。リーダーが努力する姿を見せることです。

リーダーからイノベーションすることです。

とくに、新人社員は、常に先輩・上司を見て仕事をします。先輩・上司の一手一投足、所作動作、言葉を見ています。

先輩・上司の全ての考え

や姿勢が基準なのです。そのことを自覚しなければなりません。

第三に、すべてはその目的を理解し、理解させることです。

「目的」とは、「何にために・誰のために」を明確にすることです。

どんな仕事でも、目的や目標があるのです。仕事だけではなく、「生きること」にも目的や目標があるので

当然、「教育」にも目的や目標があるわけです。それを理解させ、追求させることです。「人生」や「仕事そのもの」の目的追及が大切なのです。

「人生観」「仕事観」の確立を目指すことが「教育」の原点です。

それが、「やりがい」や「生きがい」に通じるのです。心からの「意欲」につながるのです。

第四に、指導者（経営者やリーダー）は当然ですが、

部下とのコミュニケーションを日頃から持たなければなりません。

教育の大前提は、お互いの人間関係です。

人間関係なくして、教育は成り立ちません。コミュニケーションの手法は様々ありますが、究極のコミュニケーションと言われます。これは社内では難しいです。

お互いを理解し、共感・共有する方法は、お互いの鼓動を感じることで、息遣いを感じることで、目の輝きや表情を見極めることです。お互いの空気を察することです。

そういうことは、メールや文章ではわかりません。

指示・命令ではなく、一緒に悩み、考え、喜ぶ姿勢や共感しあう「感性」が指導者に必要なスキルではないでしょうか。以上

尚、タイトルの「経営の中心は教育だ」は、土屋ホーム創業者、土屋公三氏の著書から拝借したものです。

税務署からのお知らせ

平成28年分の所得税等の確定申告 及び贈与税の申告について

■申告書の作成は国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」で！

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」を利用して、所得税及び復興特別所得税・消費税及び地方消費税・贈与税の申告書を作成することができます。画面の案内に従って金額等を入力すれば、税額などが自動計算されますので、是非ご利用ください。作成した申告書は、印刷して郵送等により提出できます。

国税庁ホームページ www.nta.go.jp

■申告書にはマイナンバーが必要です。申告書には、平成29年1月からマイナンバー（個人番号）の記載が必要であるとともに、本人確認書類（番号確認・身元確認書類）の提示又は写しの添付が必要です（書面提出の場合）。

■e-Taxもご利用ください。

「e-Tax（電子申告）」を利用することで、税務署に行かずに自宅から申告することもでき、本人確認書類の提示又は写しの提出は不要です。



■申告及び納税の期間は、次のとおりです。

◎所得税及び復興特別所得税
2月16日（木）～3月15日（水）
（還付申告は2月15日（水）以前でも提出できます。）

◎贈与税

2月1日（水）～3月15日（水）

◎個人事業者の消費税及び地方消費税

1月4日（水）～3月31日（金）

◎申告書作成会場の開設期間

2月16日（木）～3月15日（水）

2月15日（水）までの期間は、申告書作成会場はありません。

※ 期間中、税務署の駐車場はすぐに満車になります。特に本年は周辺で

工事が予定されており、路上駐車は非常に危険ですので、ご来署の際は、公共交通機関をご利用ください。

問合せ先 厚木税務署
電話（221）3261（代表）

平成28年分以降の確定申告書等の提出の際には、マイナンバーの記載 + 本人確認書類の提示又は写しの添付 が必要です。

本人確認書類

◆ マイナンバーカード（個人番号カード）をお持ちの方は

- マイナンバーカードだけで、本人確認（番号確認と身元確認）が可能です。
- ご自宅等からe-Taxで送信すれば、本人確認書類の提示又は写しの提出が不要です。



◆ マイナンバーカードをお持ちでない方は

番号確認書類

《ご本人のマイナンバーを確認できる書類》

- 通知カード
- 住民票の写し又は住民票記載事項証明書（マイナンバーの記載があるものに限り。）

などのうちいずれか1つ



身元確認書類

《記載したマイナンバーの持ち主であることを確認できる書類》

- 運転免許証
- 公的医療保険の被保険者証
- パスポート
- 身体障害者手帳
- 在留カード

などのうちいずれか1つ※

※ 法定調書の作成などを行う事業者に対してマイナンバーを提供する必要がある場合に、写真表示のない身元確認書類の提示又は写しの提出をするときには2種類以上必要です。

法定調書の作成・提出は「e-Tax」で！

「法定調書」の作成・提出は、
e-TaxソフトWEB版をご利用ください！

- e-TaxソフトのPCへのインストールをせず、WEBブラウザ上で提出や帳票の作成が可能。
- 画面上で簡単な入力により法定調書が作成できる。
- 給与計算ソフト等で作成した表計算形式のデータから一括取り込みもできる。
- MacOSについても一部対応。

電子で提出すると、

企業・税理士側に次のようなメリットがあります。

- ① 支払調書等の印刷、押印の事務負担が軽減。
- ② 宛名ラベルの印刷、封入作業が削減。
- ③ 封入誤りなどの「リスク」が軽減。
- ④ 送付料金や送付事務が削減。

■ 併せて給与支払報告書をeLTAXで提出すれば、市区町村ごとに仕分けすることなく一括で送信可能！

※ すべての市区町村に対して、eLTAXで給与支払報告書の提出ができます。

本会をはじめ、神奈川県下18の法人会では、県下全体の事業展開と位置づけ、租税教育活動の一環として、各小学校へ租税教育用図書「イラストで学べる税金のしくみ」(1セット全3巻)を寄贈した。

本会でも、当会管轄区域(厚木税務署管内の厚木市、愛川町、清川村)の全31小学校へ各教育委員会を通じて寄贈した。



法人会のキャラクター「けんた」

厚木市・愛川町・清川村の全31小学校へ
租税教育用図書として「イラストで学べる税金のしくみ」を寄贈



左から木下副会長、曾田教育長(厚木市教育委員会)、小嶋会長

■ 税務署職員との座談会(意見交換会)

11月29日、厚木商工会議所において、20名が出席して、本会の各支部及び各部会からの代表者等と税務署職員との座談会を開催し、意見交換を行った。



▲ 懸垂幕の設置
11月の1ヶ月間、当会区域内の神奈川県厚木合同庁舎、厚木市、愛川町の庁舎へ納税意識の高揚を図る内容の懸垂幕を設置した。(写真は愛川町役場)

「税を考える週間」協賛行事

国税庁の「税を考える週間」(11月11日～11月17日)協賛行事の一環として、各種活動を実施した。



▲ 街頭広報(イオン厚木店前)

11月15日、厚木税務署と本会をはじめ関係協力団体は、イオン厚木店前において合同の街頭広報を実施した。当日は税金クイズや税の標語の募集、税のパフレット等を配付した。また、3階の空中歩廊では、税に関する作品(小学生の絵はがきや中学生の作文等)の優秀作品を展示した。

▶ 署長講演会

11月17日、厚木商工会議所において、厚木税務署管内の納税協力6団体共催による講演会を開催した。当日は39名が参加し、厚木税務署の池上大二署長を講師に招き「税のあれこれ」をテーマに講演が行われ、好評を博した。





◀ 青年部会の社会貢献活動
 (少年少女球技大会を支援)
 青年部会は次世代を担う心豊かな青少年を育成することを目的とした「厚木市少年少女球技大会」に後援し、運営協力を行った。10月16日、及川球技場で開催された同大会において、当日の駐車場整理とソフトボール競技の監視員等に8名が運営協力をを行い、また参加チームにはボールを寄贈した。



源泉部会定例研修会▶

源泉部会は11月4日、厚木アーバンホテル会議室において、36名が参加し「年末調整の仕方・法定調書及び給与支払報告書の作成と提出」について研修会を開催した。



▲ 県法連青年部会の情報交換会

11月2日、ホテル横浜ガーデンにおいて、県法連青年部会主催の情報交換会が開催された。県下の法人会青年部会から167名が参加し、本会から8名が出席した。「税の使われ方への提言」をテーマに社会保障制度における受益と負担等について、熱心にテーブルディスカッションを行い、大変好評だった。



◀ 青年部会の花植え事業
 青年部会は12月3日、社会貢献活動の一環として、花植え事業を実施した。当日は部会員をはじめ、市内の中学生にも呼びかけて、総勢90名で本厚木駅周辺のあつぎ大通りと三宅眼科前の花壇に花を植えた。

▼ チャリティーパーティー

12月7日、レンブラントホテル厚木において、201名が参加し、また多くの協賛企業のご協力を得て、盛大にチャリティーパーティーを開催した。当日はアトラクションとして、ハルカ ウイズ チェリースパイスさん(写真下)



によるエレキバンド演奏が華やかに行われ、大変好評だった。また抽選会では、当選番号を読み上げるたびに会場は大きな歓声に包まれた。パーティー会場で実施した募金活動では、総額285,000円のチャリティー金が集まり、社会福祉事業に役立てていただくため、本会活動地域の厚木市・愛川町・清川村へ寄付させていただきます。



▲ 第24回チャリティーゴルフ大会

11月18日、本厚木カンツリークラブにおいて、64名が参加し、また多くの協賛企業のご協力を得て、チャリティーゴルフ大会を開催した。参加者等からの寄付金は総額68,000円となり、社会福祉事業に役立てていただくため、本会活動地域の厚木市・愛川町・清川村へ寄付させていただきます。

- 優勝 武藤 元秀 氏 (GROSS 91 NET 71.8)
- 2位 岩本 昌子 氏 (GROSS 87 NET 72.6)
- 3位 能勢 健一 氏 (GROSS 101 NET 73.4)

源泉部会が租税教育用の下じきを寄贈 (租税教室で小学6年生に配付)

源泉部会は、厚木愛甲地区(全31校)の小学6年生を対象にした租税教室の開催にあわせ、子どもたちの納税意識の向上のため、税金の役割や使われ方等が記載された租税教育用の下じき(約2,700枚)を児童に配付していただくよう各小学校へ寄贈した。



愛川支部がふるさとまつりに出店▶

愛川支部は10月23日、愛川町ふるさとまつりに出店し、街頭広報を行い、税のパンフレットや税のPR用エコバック等を来場者へ配付し、大変好評だった。



◀ 睦合支部日帰り旅行会
睦合支部は10月29日、44名が参加して伊豆方面へ日帰りバス旅行会を開催した。世界遺産の蘆山反射炉をはじめ、象牙と石の彫刻美術館などを見学し、参加者相互の交流を深めた。

玉川支部研修会▶

玉川支部は11月8日、玉川公民館において、日本微生物クリニック(株)の土崎尚史氏を講師に招き、「冬に気をつけたいウイルスたち～ノロやインフルエンザ～」をテーマに研修会を行った。当日は73名が参加され大変好評だった。



南毛利第1支部日帰り旅行会▶

南毛利第1支部は11月22日、19名が参加して、東京・浅草方面へ日帰りバス旅行会を開催した。旧岩崎邸の見学や浅草ビューホテルでの昼食、浅草演芸ホールでの寄席鑑賞などを楽しみ、親睦を深めた。



▼愛川支部研修会

愛川支部は11月8日、愛甲商工会館において、税務研修会を開催し、16名が参加した。当日は厚木税務署担当官を講師に招き「法人税と消費税の基礎知識」等をテーマに研修を行った。



申告と納税は インターネットで

国税の申告と納税は



www.e-tax.nta.go.jp

イータックス

検索

地方税の申告と納税は



www.eltax.jp

エルタックス

検索

▼厚木西部支部研修会

厚木西部支部は12月5日、小鮎公民館において、厚木警察署交通課の担当者を講師に招き、交通安全と事故防止(自転車法律改正等)について研修会を開催した。当日は21名が参加して、大変好評でした。



■相川支部ゴルフコンペ

相川支部は11月15日、大厚木カントリークラブ本コースにおいて、ゴルフコンペを行った。当日は16名が参加し、楽しく腕を競い合った。

ぜいきんクイズ

Q 料理の「さしすせそ」は、日本人の生活に欠かすことのできない調味料から一文字を取って、語呂合わせにしたものといわれています。現代と同じように、これらの調味料は戦前の日本の食卓でも活躍しました。

ところで、明治時代から戦前までの間に、これらの調味料の中には、税が課されなかったものが1つだけあります。さて、料理の「さしすせそ」のうち、税が課されなかった調味料は次の①～⑤のうちどれでしょう？

- ① 「さ」 砂糖
- ② 「し」 塩
- ③ 「す」 酢
- ④ 「せ」 醤油
- ⑤ 「そ」 味噌 (税務大学校「税の歴史クイズ」応募方法)

答えと氏名、住所、会社名を明記のうえ、郵便もしくはFAXで事務局までお送りください。正解者の中から抽選で10名(1社1名まで)に粗品を進呈いたします。

——平成28年11月号ぜいきんクイズの解答——
 答え：②(レンコン)

《解説》江戸時代の税は、大きく年貢(本年貢、本途物成(ほんともものなり))と小

物成(こものなり(年貢以外の雑多な諸税全般))に分けることができます。レンコン以外の4つの野菜(ダイコン・ニンジン・ナス・キュウリ)は普通の畑作物なので年貢(畑方年貢)を負担しました。それに対してレンコンは沼で採れる作物であり、沼は「高外地」なので年貢は賦課されず、小物成を負担しました。レンコンの小物成は「蓮根運上(れんこんうんじょう)」などと呼ばれ、金銭を支払い、数年間(3年～7年程度)の年季のものが多く(うす)です。その沼からレンコンを採集する権利を得るものでした。(税務大学校「税の歴史クイズ」抜粋)

- ## ◆スケジュール◆
- ★決算法人説明会
 - ◇1月17日(火) 13時30分
 - 会場/厚木商工会議所会議室
 - ★新設法人説明会
 - ◇1月27日(金) 17時00分
 - 会場/厚木商工会議所会議室
 - ★決算法人説明会
 - ◇2月2日(木) 13時30分
 - 会場/厚木商工会議所会議室
 - ★決算法人説明会
 - ◇2月3日(金) 13時30分
 - 会場/厚木商工会議所会議室
 - ★申告書の作成講座(別紙参照)
 - ◇2月(4回シリーズ)
 - 会場/厚木商工会議所会議室
 - ★源泉部会研修会(別紙参照)
 - ◇2月16日(木) 15時00分
 - 会場/厚木アーバンホテル本館
 - ★教養講座(別紙参照)
 - ◇2月20日(月) 13時30分
 - 会場/厚木商工会議所会議室
 - ★女性部会税ミナール(別紙参照)
 - ◇2月27日(月) 13時30分
 - 会場/厚木市文化会館集会所
 - ★女性部会教養講座(別紙参照)
 - ◇2月27日(月) 15時30分
 - 会場/厚木市文化会館集会所
 - ★決算法人説明会
 - ◇3月2日(木) 13時30分
 - 会場/厚木商工会議所会議室

チャリティー事業への協賛企業ご紹介

11月18日のチャリティーゴルフ大会ならびに12月7日のチャリティーパーティーにおいては、多くの皆様にご協賛いただきまして誠にありがとうございました。

チャリティーゴルフ大会景品寄贈者名簿 (順不同)

(有)計算センター愛川 様	(株)レンブラントホテル厚木 様
厚木法人会 正副会長会 様	アフラック 様
(有)神崎工務店 様	(有)グッドネス 様
(株)グローバル 様	(有)高忠商事 様
ユニコン工業(株) 様	A I U 損害保険(株) 様
東京地方税理士会厚木支部 様	東日工業(株) 様
和光工業(株) 様	(株)セキトウェブ 様
(株)ノーマ 様	山口雅嗣税理士事務所 様
(株)アーバン 様	(有)シーオーエム 様
平島運輸(株) 様	(有)長谷印刷 様
大同生命保険(株) 様	(株)開発工業 様
(株)東明サイエンス 様	本厚木カンツリークラブ 様
(有)小松管工 様	リラクゼーションマッサージ技師協会 様
(有)飯山倉庫 様	黄金井酒造(株) 様

チャリティーパーティー景品寄贈者名簿 (順不同)

厚木法人会 正副会長会 様	大同生命保険(株) 様
黄金井酒造(株) 様	(株)レンブラントホテル厚木 様
(株)ノーマ 様	アフラック 様
(有)飯山倉庫 様	(株)小島商店 様
A I U 損害保険(株) 様	(株)グローバル 様
(有)エヌケイハウジング 様	(株)野間工業 様
(株)清川建設 様	(株)アールアサオカ 様
高松山観光開発(株) 様	木下建設(株) 様
(有)高忠商事 様	(有)神崎工務店 様
(有)一四一 様	(有)高畑造園土木 様
(有)最上電建 様	(有)計算センター愛川 様
(株)厚木生花 様	黒沼商事(有) 様
(有)大橋硝子建材 様	(有)小松管工 様
(株)アーバン 様	(有)アイオイ商事 様
(有)マルモ米穀 様	(有)小原レッカー 様
(株)小林リビング 様	(株)七沢荘 様
(有)宇佐美電器 様	(株)山一商事 様

※日時等は変更する場合がありますので事務局へご確認ください。なお、★印の事業は会員以外の方でも参加できます。詳細については、本会ホームページまたは法人会事務局までお問合せください。

【事務局からお願い】

会社名、代表者名、所在地、資本金等が変更された場合は、法人会事務局(電話221・1055)までご連絡をお願いいたします。

インターネットセミナーのご案内

本会ホームページから無料で視聴することができます

会員企業をはじめ、一般向けに経営支援情報や環境、健康、カルチャーなどのセミナーをインターネットを通じて配信しています。多彩なセミナー動画を常時公開していますので、仕事に役立つ情報やヒントが満載です。

◎インターネットセミナーだから何時でも・何処でも・好きなだけご利用できます。

◎映像と音声による本格的セミナーが受講できます。

◎忙しくてセミナーや研修会に参加できない方などに最適です。

◎社内研修や自己研鑽などにご活用ください。

◎本会会員は、ID(hj0229)とパスワード(1055)を入力してログインすることによって、より多くのコンテンツを視聴できます。



【 無料記帳指導制度のご案内 】

東京地方税理士会厚木支部のご協力を得て、税理士関与されていない方を対象に、記帳指導を行っています。この制度は、東京地方税理士会厚木支部の担当税理士が、皆様の会社の事務所に直接訪問して3回程度記帳指導を行うもので、指導料は無料です。ご希望の方は法人会事務局までご連絡ください。

税金クイズなど、その他各種の
お申込み・応募先は、法人会事務局まで
〒243-0017 厚木市栄町1-16-15（厚木商工会議所3階）
公益社団法人 厚木法人会 事務局
TEL 046-221-1055 FAX 046-222-3808
E-mail info@a-net.or.jp

個人情報の取扱いについて

当会は、会員企業に係る「個人情報」を、研修会・諸会議等の開催通知、広報誌等の送付、並びに福利厚生制度等のご案内、名簿作成など、本会の事業活動のために利用し、それ以外の目的で利用することは、一切ございません。

新入会員紹介

期間 [平成28年10月～平成28年11月]

地区・支部名	会 員 名
旭 町 西	酒井司法書士・行政書士事務所
旭 町 西	カウンタースナック妃
小 鮎	合同会社 翔瑛
下 荻 野	株式会社 龍翔
荻 野 上 中	総合産廃センターポラリス 株式会社
睦 合 南	ズンドバー
妻 田 第 2	共栄広告社
南 毛 利 南	佐藤左官総業 株式会社
愛 川 第 1	株式会社 オギタプランニング
愛 川 第 1	スナック しずく
愛 川 第 5	株式会社 加藤

会費の口座振替制度のご利用について

当会では、口座振替による年会費の納入をお勧めしています。

各金融機関をはじめ、農業協同組合も取り扱いできますので、ご契約されていない方は、便利な口座振替をご利用ください。

3月17日までに手続きされた方は、平成29年度分（平成29年4月～平成30年3月）の会費から自動引き落としができます。

お申し込み・お問合せは、法人会事務局まで
電話 046-221-1055

無料相談のご案内

本会では、下記事務所のご厚意により、無料で税務、社会保険、不動産・会社登記等の相談を実施しています。ご希望の方は、法人会事務局(Tel.221-1055)または下記事務所へお電話してください。

- 會田聡史税理士事務所
厚木市中町2-6-24 ほてい屋第二ビル3階
電話 (046) 224-7731
- 浅岡信一税理士事務所
厚木市旭町2-2-18
電話 (046) 229-7030
- 和田明税理士事務所
愛川町春日台5-4-8
電話 (046) 286-2256
- ライトハウス税理士法人
厚木市水引1-1-6 サミット厚木ビル4階
電話 (046) 222-8800
- 村松マユミ社会保険労務士事務所
厚木市栄町1-5-4-504
電話 (046) 225-0725
- 八木章 司法書士事務所
厚木市水引1-15-17 小島ビル2階
電話 (046) 297-3105
- 司法書士 石垣公雄事務所
厚木市寿町3-4-5 米山ビル301
電話 (046) 221-5556

納税証明書の請求は「e-Tax」を使ったオンライン請求で！

インターネットに接続されたパソコンやスマートフォン、タブレット端末があれば、納税証明書のオンライン請求が可能です。納税証明書を自宅等からオンラインで請求し、税務署窓口で受け取る場合、電子証明書やICカードリーダーライターが不要です。

オンライン請求のメリット

- ① 手数料が安価です。
1 税目 1 年度 1 枚 370円（通常 400円）
- ② 窓口での待ち時間が短縮できます。
（請求日当日の受取を指定された場合には、多少お時間をいただくことがあります。）



税に関する 絵はがきコンクール

平成28年度
入賞作品

女性部会では、上部団体の全国法人会総連合の「税に関する絵はがきコンクール」の事業に賛同し、租税教育活動の一環として、管内（厚木市・愛川町・清川村）の小学校6年生を対象に「税に関する絵はがき」を募集し、多くの作品が集まりました。

発行所／公益社団法人 厚木法人会 〒243-0017 厚木市栄町1丁目16番15号

電話046(221)1055 FAX046(222)3808



厚木法人会長賞
北小6年生 平塚 琴さん



女性部会長賞
厚木小6年生 西澤小巻さん



厚木税務署長賞
依知南小6年生 渡辺 菜風さん



優秀賞
厚木小6年生 赤羽 音緒さん



佳作
北小6年生 伊藤 陸さん



佳作
依知南小6年生 畠山 渚さん



佳作
厚木小6年生 神保ななみさん



佳作
厚木小6年生 佐藤 康貴さん



佳作
依知南小6年生 中西 涼さん

厚木法人会会員のみなさまへ

ハートピアが勤労者の福利厚生をサポートします!

ハートピアは、勤労者の総合的な福利厚生事業を行うことを目的として、共済給付（永年勤続慰労金等）や各種助成（人間ドック・定期健康診断等）、ご家族も参加できるイベントやツアー、観劇・コンサートチケットが一般価格より安く購入できるなど、会員のみなさまに魅力満載の事業を提供しております。会費は、お一人月額600円（事業主2分の1以上負担）で加入できます。

（厚木市内の事業所が対象ですが、厚木市在住の勤労者は市外に勤務でも個人会員として加入できます。）
また、未加入の事業所・個人をご紹介いただき、その事業所・個人がハートピアに加入された場合、加入会員1人につき1,000円の商品券をお渡しします。

（ただし、一事業所あたり10万円を限度とします。）
ぜひ、お取引先やお知り合いの事業所・個人をご紹介ください。
詳細につきましては、下記までお問い合わせください。



HPへアクセスしてください。

公益財団法人 厚木市勤労者福祉サービスセンター
（ハートピア事務局）

〒243-0018 厚木市中町3-16-1 厚木市役所第二庁舎8階
TEL 046-206-4151 FAX 046-206-4611
URL <http://www.atsugi-heartpia.or.jp>
e-mail info@atsugi-heartpia.or.jp

